

平成28年第7回辰野町議会定例会会議録(15日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成28年12月15日 午後2時開議
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名
 - 1番 岩田 清
 - 2番 根橋 俊夫
 - 3番 向山 光
 - 4番 中谷 道文
 - 5番 山寺 はる美
 - 6番 堀内 武男
 - 7番 篠平 良平
 - 8番 小澤 睦美
 - 9番 瀬戸 純
 - 10番 宇治 徳庚
 - 11番 熊谷 久司
 - 12番 垣内 彰
 - 13番 成瀬 恵津子
 - 14番 宮下 敏夫

5. 会議事項

- 日程第1 議案第1号 辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第2号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第3号 辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 辰野町観光情報センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
- 議案第14号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第5号 平成28年度辰野町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第3 議案第11号 平成28年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

- 日程第 4 議案第13号 平成28年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 請願・陳情についての委員長報告
- 日程第 6 議員提出議案の審議について
- 発議第 1 号 軽油引取税の課税免除の継続を求める意見書の提出について
- 発議第 2 号 放射性廃棄物を全国に拡散させないように求める意見書の提出について
- 発議第 3 号 給付型奨学金制度の創設等を求める意見書の提出について
- 発議第 4 号 誰もが安心して利用できる医療・介護保険制度の実現を求める意見書の提出について
- 発議第 5 号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化（現物給付）の実施を求める意見書の提出について
- 発議第 6 号 南スーダン P K O からの即時撤退を求める意見書の提出について
- 発議第 7 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

日程第 7 議会閉会中の委員会の継続審査について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	加 島 範 久	副町長	武 居 保 男
教育長	宮 沢 和 徳	総務課長	一ノ瀬 元 広
まちづくり政策課長	山 田 勝 己	産業振興課長	一ノ瀬 敏 樹
こども課長	武 井 庄 治	会計管理者	宮 原 修 二
住民税務課長	赤 羽 博	保健福祉課長	守 屋 英 彦
建設水道課長	小 野 耕 一	生涯学習課長	原 照 代
税務担当課長	伊 藤 公 一	辰野病院事務長	今 福 孝 枝

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 赤羽裕治

議会事務局庶務係長 菅沼由紀

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第13番 成瀬恵津子

議席 第1番 岩田清

9. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

議会最終日となりました。傍聴の皆さん、ありがとうございます。先日、師走恒例の今年の漢字が「金」と発表されました。リオ・オリンピック、パラリンピックの金メダルに湧いた日本の様子が反映された一文字かと思いますが、ほかの理由に政治資金問題「政治とカネ」から連想された金(かね)と読む応募もあったようがあります。来年も「今年の漢字」に選ばれる文字が、幸福度の高い文字となるように願うものであります。

定足数に達しておりますので、第7回定例会第15日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第1号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について。議案第2号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。議案第3号、辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。議案第4号、辰野町観光情報センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について。議案第14号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について。以上、5議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会にお

ける審査結果を総務産業常任委員長、根橋俊夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（根橋）

それでは総務産業常任委員会における審査結果を報告いたします。本定例会初日に当委員会に付託されました、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号及び議案第14号の審査結果を報告いたします。

12月12日午前9時から、総務産業常任委員会室において、委員全員及び副町長並びに担当課長等出席のもと慎重に審査を行いました。以下その概要を報告いたします。議案第1号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。質疑では、「今回の改正において、議員報酬を特別に優遇している部分はあるか。県内の市町村議会と比較した場合、違いはあるか」との質問に対し、「県内では若干人事院勧告を下回っているところもあるが、大多数の市町村は人事院勧告に準拠している。上伊那圏域内市町村も同様となっている。議員を特別優遇する内容はない」との答弁でした。他に質疑はなく、採決の結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。議案第2号、辰野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について報告いたします。質疑では、「人事院勧告に準拠する内容であっても、賃金は労使で決めることが原則であると考えますが、町職員労働組合の合意は得ているのか」との質問に対し、「11月21日に給与改定について労働組合に提示をし、その後、団体交渉を2回実施して合意していると認識している」との答弁でした。2つ目は「人事院勧告と県人事委員会勧告が異なる場合、どちらに準拠するのか」との質問に「本来は、町人事委員会で勧告すべきであるが、町では人事委員会の設置は困難である。今回、人事院勧告と県人事委員会勧告と若干違っているが、過去、そのような場合、人事院勧告に準拠していたこともあり、今回は人事院勧告に準拠した」との答弁でした。「期末手当と勤勉手当の性質上の違いは何か」との質問に、「期末手当は一律支給であるが、勤勉手当は人事評価が反映される手当である。前年の人事評価を翌年の6月と12月の支給に

反映させる」との答弁でした。次に「勤勉手当について、一般職員と管理職員を比べた場合、支給実態に差があるか。差がある場合はどの程度か」との質問に「管理職は差がないが、一般職員は3,000円から5,000円位の差がある」との答弁でした。最後に「長期欠勤の場合、手当支給はどうなるか」との質問に「基準日である6月1日、及び12月1日に勤務していなければ支給されない。勤務していても査定により減額されることがある」との答弁でした。他に質疑はなく、採決の結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。議案第3号、辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について報告をいたします。質疑では、「介護休暇取得による不利益の扱いについて、条例に規定があるか」との質問に「法令及び条令には規定はない。今後人事院規則に準拠した規則により制定することになる」との答弁でした。「介護時間取得については、不利益の扱いはどうなるのか」との質問に「介護休暇と同様になる」との答弁でした。「介護休暇の分割に関して町長が指定期間を指定するということであるが、どのような内容か」との質問に、「対象となる続柄に対して2週間以上の介護が必要になった場合に分割請求できる」との答弁でした。最後に「育児休業等に係る子の範囲の拡大に関して、里親である職員に委託されており、養子縁組によって養親となることを希望している子の場合、その確認はどのようにするのか」との質問に、「あくまで、現に里親として受託していることが前提であるが、具体的な手続きは上位法の規定に基づき改定をしていきたい。今回の条例での規定は困難である」との答弁でした。ほかに質疑はなく、採決の結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。議案第4号、辰野町観光情報センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について報告をいたします。本条例は、全部改正条例ですが、辰野町観光情報センターの設置及び管理に関する条例を廃止すると経過が分からなくなってしまうということから、今回全部改正をするものであります。質疑では、「条例第4条の規定する事業は、まちづくり政策課、産業振興課、町商工会等との連携が必要になってくると考えるが、どのように実施をしていくのか」との質問に「国の補助事業の窓口はまちづく

り政策課であり、事業実施は産業振興課が主に取り組む。一部、商工会と連携した事業もあるが、まちづくり政策課が主になって取り組んでいく」との答弁でした。次に「国の地方創生事業が終了した以後について、事業継続についてはどのように考えているか」との質問に「社団法人、タグボートに委託して実施していく予定であるが、国の補助金がなくなった場合は単費により継続していく」との答弁でした。最後に「名称について、短縮すると『地活センター』になってしまい、既存の施設の名前に類似して紛らわしいが、名称の再検討はできないか」との質問に「名称は原案でお願いしたい。愛称として『信州フィーチャーセンター』というふうにしたい」との答弁でした。ほかに質疑はなく、採決の結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。議案第14号、辰野町公の施設の指定管理の指定について報告をいたします。質疑では、「しだれ栗森林公園の指定に関して、期間が5年から4年に短縮した理由は何か」との質問に対し、「湯にいくセンターの指定管理者がたまたま同じ株式会社サンアメニティーであるので、次回の湯にいくセンターの指定管理の更新の際に、同時になる場合に備えて揃えた。ただし、今後同じ業者に抱き合わせで指定するという意味ではない」との答弁でした。2番目に「世代間交流施設（昆虫館）について、現在一人で管理していると思うが管理実態、及び今後の運営見通しは」との質問に対し、「昆虫館については、夏休みに来場者が多くなるなど町外を含めて一定の評価があるが、現在は80歳を超える女性が一人で管理をしている。子息が土日に手伝っているが、子息が事業を継続する予定はないと聞いている。今後、事業実績を検証をしながら経営主体のあり方について検討をしていきたい」との答弁がありました。最後に「生活支援センターの指定について、株式会社、みらい福祉会は株式会社であることから利益追求法人と考えられるが、適切な法人であるか」との質問に対し、「同社は『NPOキープ』が組織変更した法人であり、実績もあって適切であると考えている」との答弁でした。ほかに質疑はなく、採決の結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。審査結果は以上であります。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

○垣内（12番）

「信州フューチャーセンター」という名称で呼ぶように一般的にしていきたいという話だったんですが、その信州フューチャーセンターという名称については自由に使えるものなんでしょうか。それとも、何か制約というものがあるんでしょうか。何かそんな話はありませんか。

○根橋（2番）

お答えします。特に今、言われたことについての質疑はありませんでした。町の方としては信州フューチャーセンターということで運営していきたいということです。

○議 長

ほかにありませんか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第1号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第2号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。次に議案第3号、辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。次に議案第4号、辰野町観光情報センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。次に議案第14号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第2、議案第5号、平成28年度辰野町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○岩田(1番)

34ページをお願いします。教育費になりますけど、保健体育費の方で一番下にあります工事請負費の荒神山テニスコート人工芝張替え工事ですね、これにつきまして

て面積、それから工事の大要ですね、おおよその。それから2番は保証期間があるのかどうか。それから3番の耐用年数見込み、これをお願いしたいと思います。

○生涯学習課長

岩田議員さんの質問についてお答えいたします。この工事につきましては荒神山テニスコートは平成5年度に完成して、劣化、また使用による破損が非常に激しく毎年予算をかけて修復しておりますが、今回、日本スポーツ振興センターの地域スポーツ施設整備助成金を2,400万円ですね、交付決定で6面の張替えを行うものです。テニスコート6面で4,273平米です。既存の砂入り、人工芝、撤去工、及び処分費、また、張替え工事で5,700万円の計上といたしました。この工事につきましては、これから業者選定をしていきますので、耐用年数、またそういうものも検討していきたいと思っております。

○岩田（1番）

今、面積と工事の大要は分かりましたけれど、あと2番と3番です。工事の保証期間ですね、それから耐用年数の見込みですね。メンテがどのくらいかかるかというね、ことを聞きたいもんですから。

○生涯学習課長

はい、すみません。こちらにつきましては業者決定の時に詳細、決定していきたいと思っております。

○議 長

ほかにありませんか。

○堀内（6番）

20ページを確認いただきたいと思っております。20ページの社会福祉総合事業の中で、福祉タクシー・バス利用券扶助という形で載っています。ここが補正ということで100万円ということですが、実情の福祉タクシーの使用状況、バスの使用状況を含めて、どんな状況かをお願いしたいと思います。

○保健福祉課長

堀内議員のご質問にお答えいたします。一応、この100万円の増ということでございますけれど、福祉タクシーの利用率が30数%から今、現在60%ぐらいに上がってきておりますので、それで不足分を補正をするものでございます。本年度の交付対象人数ですけれど、309名に交付をしております。それからバスに変換ということでございますけれど、これまだちょっと結果の方が出ておりませんので、また結果が出しだい、議員さんの方にお伝えできればと思います。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

○向山（3番）

何点かにわたりますので、お願いしたいと思います。まず20ページ、21ページの関係ですが、20ページの社会福祉総務事務費の負担金、上伊那成年後見センター負担金、これ介護保険事業から同額、こちらに移したのかなというふうに思われるんですが、この委託料、介護保険の方の委託料からこちらの負担金へ移した理由ですね、そういったことについて。それからこの上伊那成年後見センターの果たしている役割についてお聞きしたいと思います。2点目であります。21ページでありますけれども、一番上から2段目の扶助費ですが、障害者自立支援給付事業、当初2億5,500万円の予算であったものの、今回4,900万円の増額補正でありますけれども、これについて増額の内容と理由をお聞きしたいと思います。合わせて、その下の障害児施設措置費についても、当初440万円であったものが600万円という大きな増額になっております。増額の理由、それから実績が伸びたということだろうと思うんですが、実績が伸びてきた要因というものをどのように捉えているのか、お聞きしたいと思います。それから23ページになりますが、23ページの一番下、委託料ですね、広域入所委託料であります。当初予算が200万円で今回が250万円、倍以上の補正になるわけですが、委託、要は広域入所、辰野町で措置すべき児童を他市町村で受けてもらうということだと思うんですが、辰野町としても長時

間保育等の施策を行っている中で、こういう他市町村で受けてもらわざるを得ない状況が増えている。この内容についてと今後、こういったお子さんたちが引き続きずっと卒園まで同じような状況が考えられるのかどうか、という点についてお聞きしたいと思います。それから26ページになりますが、農業振興事業の農地中間管理機構集積協力金であります。当初100万円であったものが1,150万円ということで10倍以上の増額になります。この増額になった要因、それから集積協力金ですから集積が進んできているということになると思うんですが、担い手の方の状況はどうかということについてお聞きしたいと思います。最後になりますけれども、30ページになります。社会資本整備総合交付金事業で調査・測量・設計等委託料、これ初日の町長説明で橋梁等の箇所数が増えたというような説明であったかと思いますが、当初6,240万円に対して1,500万円の増ということで、この橋梁等の測量設計等の委託の全体の計画と今年度の数値ですね、どのくらいの計画がされ、何ヵ年くらいでこれが行われていくのか、ということについてお聞きしたいと思います。以上です。

○保健福祉課長

それでは向山議員のご質問についてお答えいたします。まず20ページの上伊那成年後見センターの負担金の関係でございます。これは昨年度までは、後から出て来るとは思いますけど、介護保険の方の特別会計で国の方の補助、県の方の補助がありまして、そちらの方で出していたわけでありまして、今年からその補助が出なくなりましたということでございまして、本来は介護保険だと老人ばかりでありますけれども、障がい者の方とか、そういう方の後見制度もありますので、今回一般会計の負担金の方へそっくりそのまま、数字的には移させていただいたということであります。上伊那後見センターの役割ということでございますけれども、これは現実には上伊那社協ですね、伊那社協の方でやっている、伊那社協とは別会計でやっていると思いますけれども、各上伊那の町村から負担金をいただいて運営しているということでもあります。何をやっているかということでございますけれども、これは例えば、認

知症の方とか障がい者の方の、例えばお年を召したり、障がい者の方はお年を召さなかつたりの場合もありますけれど、お金の管理ができないとか、そういう形のものをお金の管理をしてみたりとか、そういうのが主な業務であります。あとは当然、相談とかそういうのにはのっておりますけれど、そういうことでございますので、これがずっと上伊那はなかなか全国でも特殊で上伊那1本でやっている。よその町村等は市なら市、町なら町でこういうことをやっているんですけれど、上伊那は全国的にも見て先進地でありまして、広域連合がやっているわけではないですけれど、上伊那広域でこの事業をやっているという形でございます。それから、21ページの方ですね、21ページの扶助費ですね。扶助費の障害者自立支援給付事業4,900万円の増ということでございますけれど、主なものの関係をお示しをしたいと思いますけれど、就労移行支援という事業がございまして、この場合、約5人ほど増えております。その5人が増えることによりまして、約1,200万円ぐらい増になります。これはどういうことかというとならば就労支援Bに行く前に、障害者の方のその訓練をしますと言いますかね、レッスンをするような形の場所でありまして、岡谷とか、岡谷の「SAKURA」とか、南箕輪の「アップわーく」という所があるんですけれど、そういう所にそういう方が通って、その部分について就労移行支援ということで扶助費の方から出しているという形であります。それから2点目でございますけれど、就労継続支援B型という普通の、普通じゃないですけれど、B型という所に12人ぐらい多く、見積もりより多くありまして、それで約2,880万円ぐらい増加をするふうに見込んでおります。それから後、共同生活援助というのがございまして、これはグループホームの方たちですね、グループホームに住んでいる方たちの部分でございますけれど、ここが2人ぐらい増でありまして、それで約320万円。それで合計にしますとそれで4,400万円で、あと500万円は障がいの扶助費の関係につきましては30数項目ございまして、その中でそれぞれ数字を出して増減はあるんですけれど、そのほかもろもろで500万円あって4,900万円という形になっております。それから下の障害児の施設の措置費でございますけれど、これにつきまし

ては放課後等のデイサービスの利用者ですね、その方たちが増えておりました、現在10月現在でもう去年の数字に達しております。ですのでおおむね7人ぐらいが増えて、それを計算しますと約600万円という形になることでございます。放課後ですので、伊那養護学校とか行っている方がその後に行くとか、学校でやっている放課後、学童ですね、その障がい児版みたいな形の所でございます。保健福祉課の説明は以上でございます。

○こども課長

それでは向山議員の質問にお答えを申し上げます。23ページの一番下になりますが、委託料の広域入所委託料250万円の増額についてでございます。議員おっしゃるとおり、広域入所委託料は辰野町に住民票のある子どもが保護者の都合や里帰り出産などの関係で他市町村の保育園に入所することに伴う委託料でございます。通常、年度初めには3人程度を予定し、予算でいきますと200万円を計上していたところでございますが、本年は保護者の都合や里帰り出産など10人の広域の入所委託の増加となりまして、およそ7人分250万円の補正をお願いするところであります。内訳でございますけれども、保護者の仕事等による都合によるものが7人。それから里帰り出産が3人という10名でございます。その内容について「このままいきますか」という質問でございますが、教育委員会としましては、町内保育園への入園、町外へ行っている子どもたちを町内の保育園に入園していただくように指導していきたい。あるいは利用施設の先への住民票の正規な移動を積極的にPRしていきたいと、そんなふう考えております。以上です。

○産業振興課長

続いて、お答えいたします。26ページの農業振興事業、農地中間管理機構集積協力金の大幅増額の要因と、担い手につきましてご説明を申し上げます。この事業ですが、農地の出し手から、農地中間管理機構が借り受けて、担い手に貸し付ける制度でございますが、本年、話し合いによる意向取りまとめの作業もありまして、相手が見つかりませんと正確な数字が出てまいりません。そこで、当初では集積面積

を想定できなかつたことによりまして、予算が当初 100 万円でございます。その後、集落営農組織の法人化に伴いまして、この 4 月に有力な受け手となります農事組合法人、辰野営農が設立されまして新規の集積が進んだことにより、大幅の増額となりました。12 月現在の新規集積の見込み面積は川島、小野を中心に 24.85 ヘクタールで、利用権の設定の実績は全体で 27.2 ヘクタールでした。利用権設定の相手方のうち、集積された農地の約 8 割が農事組合法人、辰野営農でございます。その他は認定農業者の方 2 名でございます。また、来年度以降の見通しに触れさせていただきますと、本年度の実績を踏まえまして、これまでの集落営農組織の取り組みの実績を踏まえまして、今後、羽北、新町、上野などの新規集積を目指していく予定であります。またその多くの相手方が農事組合法人、辰野営農になるという見通しです。以上でございます。

○建設水道課長

それでは最後、30 ページの委託料の補正の関係です。笹子トンネルの事故を受けまして、橋梁の定期点検を 5 年に 1 回、実施しなさいという省令が 26 年の 7 月に施行されまして、町では平成 26 年から 30 年の 5 年間で全 283 橋を点検する計画を立てております。本年計画分の 75 橋中、36 橋はもう既に発注済みでありましたけれども、残る 39 橋分につきまして点検費用を国の交付決定によりまして計上したところであります。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより、議案第 5 号、平成 28 年度辰野町一般会計補正予算（第 8 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可決されました。日程第3、議案第11号、平成28年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第11号、平成28年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。日程第4、議案第13号、平成28年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第13号、平成28年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可決されました。日程第5、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に、総務産業常任委員会へ付託となりました陳情第24号、「駆け付け警護」付与の閣議決定を撤回し南スーダンPKOからの撤退を求める陳情。請願第25号、免税軽油制度の継続を求める請願書。陳情第27号、放射性廃棄物を全国に拡散させないように求め

る陳情。以上、3件について総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、根橋俊夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（根橋）

それでは請願、陳情に関する総務産業常任委員会の審査報告をいたします。本定例会初日に当委員会に付託されました、陳情第24号、請願第25号、陳情第27号についての審査結果を報告いたします。12月12日午後1時から総務産業常任委員会室において、委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。以下、その概要を報告します。陳情第24号、『駆けつけ警護』付与の閣議決定を撤回し南スーダンPKOからの撤退を求める陳情について報告をいたします。審査における意見は、「閣議決定の撤回を求めているが、決定したものの撤回を求めても難しいので、意見書を出す意味はない。危険が現実となったら撤退すべきものとする」とも、「南スーダンの首都ジュバでは戦闘があり、マナカルでは最近60人が戦闘で死亡したと報道されている。危険が常態となっているのに危険でないという認識は甘い。駆けつけ警護という用語は国際社会では通用せず、戦闘行為ととられてしまう。派遣は憲法違反であり、閣議決定の撤回を求めるとともに即時撤退すべきであり、陳情採択に賛成である」「本来安全であるなら自衛隊を派遣する必要はない。地方議員が、外交・防衛問題に関して判断することには無理があると思う。閣議決定の撤回を求めても仕方がない」「国会で十分な議論をしていない。町の議会での議論には限界がある」また「そもそも自衛隊を海外に派遣することはあってはならない。日本は武力ではなく経済的な支援をするべきであり、その成果もあがっている。軍事力行使をするべきでなく即時撤退を求めたい」最後に「議員を含む公務員は憲法第99条で憲法を守る義務があり、その意味で憲法違反である閣議決定の撤回を求める意義がある」採決の結果、賛成1、反対5となり、不採択とすべきものと決しました。なお、南スーダンからの即時撤退について、政府に意見書を提出することには賛同できるとの意見があり、諮ったところ、委員会として「南スーダンPKOからの即時撤退を求める意見書」提出の議員発議を行うことを全会一致で可決いたしました。

請願第25号、免税軽油制度の継続を求める請願書についての審査報告を行います。審査の冒頭、紹介議員である成瀬恵津子議員に対し、請願趣旨について説明を求めました。審査では特に意見はなく、採決の結果、全会一致にて採択すべきものと決しました。なお、別途意見書を発議いたしますのでご賛同をお願いします。陳情第27号、放射性廃棄物を全国に拡散させないように求める陳情についての審査結果を報告いたします。審査では、「責任があいまいなまま、放射性廃棄物を処理しようとしている、本来、東京電力が責任を負うべきものであり、今回の政府対応はおかしい」「辰野町に放射性廃棄物や除染土を持ち込むことには反対である」「陳情趣旨は理解できる」との意見があり、採決の結果、全会一致にて採択すべきものと決しました。別途意見書を発議いたしますので、ご賛同をお願いいたします。陳情、請願3件の委員会審議結果は、以上のとおりであります。

○議長

ただいまの委員長報告に対し、陳情第24号、「駆け付け警護」付与の閣議決定を撤回し南スーダンPKOからの撤退を求める陳情について、質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより陳情第24号、「駆け付け警護」付与の閣議決定を撤回し南スーダンPKOからの撤退を求める陳情を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、不採択です。よって原案について起立により採決いたします。陳情第24号、「駆け付け警護」付与の閣議決定を撤回し南スーダンPKOからの撤退を求める陳情を採択するに賛成の方は、ご起立願います。

(起立 0人)

○議長

起立少数です。よって陳情第24号は、不採択とすることに決しました。次に、請願第25号、免税軽油制度の継続を求める請願書について質疑、討論を行います。あ

りませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって請願第25号は、委員長報告のとおり決しました。次に、陳情第27号、放射性廃棄物を全国に拡散させないように求める陳情について質疑討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって陳情第27号は、委員長報告のとおり決しました。次に福祉教育常任委員会に付託となりました、陳情第21号、給付型奨学金制度の創設等を求める意見書の提出を求める陳情書。陳情第22号、「誰もが安心して利用できる医療・介護保険制度の実現を求める意見書」の提出を求める陳情。請願第26号、子ども・障がい者等の医療費窓口無料化（現物給付）の実施を求める請願。以上、3件について、福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、堀内武男議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（堀内）

それでは、本定例会初日、当福祉教育常任委員会に付託されました陳情2件、請願1件について12月12日委員7人出席のもと、慎重に審査を行いました。以下、委

員会の審査内容に沿って報告いたします。陳情第21号、給付型奨学金制度の創設等を求める意見書の提出を求める陳情。提出者、長野県連合会上伊那地域協議会、議長、日比野誠氏。陳情項目は、速やかに大学生を対象とした給付型奨学金制度を創設し、将来に向けて拡充していくこと。また貸与型奨学金においては有利子から無利子への流れを加速し、無利子奨学金を大幅に拡充していくこと。速やかに無利子奨学金を受ける資格がありながら予算不足のため受けられない学生を解消する等、4項目の内容でございます。審査の中で、「奨学金返済滞納者数は平成27年度受給返還者総数 363 万人に対して約33万人で9%に該当しており、滞納者数増は顕著であり陳情の趣旨は理解できる」2番目として「現在、国において給付型奨学金制度を平成29年度より導入するべく法制化が検討されているが、陳情により後押しが必要であり、採択すべし」3、「大学生を持つ家族の負担は大きく奨学金制度の拡充は必要である」4、「大学の授業料等が高騰し、その負担が重くのしかかっており大学に対する補助のあり方についても再考が必要ではないか」5、「大学生の雇用が厳しいなかで、離職率が平成26年3月卒業者で1年目で12%、2年目23%と高率であり、離職者にも要因があるが、再就職が正規社員として雇用されずに、奨学金返済滞納に結び付いている感があると推察される」等々の意見が出されました。審査の結果、出席委員全員一致にて採択と決し、意見書を提出することに決定いたしました。続きまして陳情第22号「誰もが安心して利用できる医療・介護保険制度の実現を求める意見書」の提出を求める陳情。提出者、上伊那医療生活協同組合、辰野支部、支部長、古田久美子氏。提出者の古田久美子氏に出席を求め、提出内容の説明を受け、その後、介護関係に関しては保健福祉課課長、地域医療については辰野病院事務長により解説を受けた後、古田久美子氏、他1名の傍聴を許可し審査を実施いたしました。陳情趣旨は、平成29年度通常国会に社会保障制度改革関連法案を提出する準備が進んでおり、国民生活、とりわけ弱者に深刻な打撃を与える内容となっており、誰もが安心して利用できる医療・介護制度を実現するために、以下の内容の意見書を国に対して提出を求めるものです。陳情項目は、医療制度改革

に関する内容が2項目、介護保険に関する内容が4項目、地域医療構想に関する内容が1項目であります。審査の中で、医療制度、介護保険制度については、1、「高齢者は増える一方であり、それに伴い医療、介護費用も増大している。年金が減少する中で国は高所得者に応分の負担をしてもらうが、利用者に負担を押し付ける方向である。現行での制度維持を要請する陳情には賛成する」2、「財源がない中で現システムの運用をどうするのか大きな課題であり、議員も考えなくてはならない。陳情書にある『軽度の生活援助原則自己負担』、並びに『要介護1・2の通所介護を介護予防日常生活支援総合事業に移行しない』の2項目は今回の改定要綱にないため除外し、一部採択が妥当」3、「低所得者には配慮しているが国の施策として消費税を据え置いている現在、医療、介護保険制度に予算投入をすべきである」4、「保険制度は皆で支えるシステムであり、このままでは制度自体が破たんしてしまう。応分の負担は必要であり、対案を示さないまま負担回避のみを求める当陳情の採択には反対」地域医療構想に関しましては、「都会に医師が集中し、地方は医師不足で病院及び、ベッド数の維持が難しい中、その削減を地方自治体に押し付けている現状を鑑み、地域に必要な医療・介護・福祉の体制づくりを国の責任で行うことに対する陳情に賛同する」等の意見が出され、また、実際の病床の整備や機能転換は将来の医療需要の変化を共有し、それに適合した医療提供体制の構築は自主的な取り組みが基本であることを確認いたしました。審査の結果、採択賛成1名、一部採択4名、不採択1名となり、一部採択と決し、意見書を提出することに決定いたしました。続きまして、請願第26号、子ども・障害者等の医療費窓口無料化（現物給付）の実施を求める請願。提出者、辰野の子どもたちの未来を考えよう会、代表、高木智香氏。請願趣旨は、現物給付にすれば早期受診・早期治療が重症化を防ぎ、国民の活力を高め、総じて医療費の抑制につながるとし、また無料化を実施していない県は6県であり「窓口無料化後進県」となっている。窓口無料化の要請が多いなかで、県は「現物給付にすれば国がペナルティとして市町村に対して国庫負担金を減らしてくるから」との理由で現在の制度に固執しています。長野

県の福祉医療制度をいっそう充実させ、県民が安心して医療・福祉を受けられる県の施策として窓口無料化を実施するよう求めるものであります。平成27年12月、議員発議にて長野県知事に対し、国庫負担金の減額調整措置が廃止された場合、県として速やかに、福祉医療費の窓口無料化を実施するよう、意見書を提出した経過について確認をし、また、今回の12月、長野県議会の一般質問の山本長野県健康福祉部長の答弁内容を確認しました。「国は年末までに具体的な見直しの内容が示されるものと思う。国が減額調整措置の見直しを行った場合には、速やかに検討をしたいと考えている。導入により国庫負担金減額調整措置及び、付加給付が停止され新たに市町村の負担が見込まれる。また、全県的なルールを作る必要があると考えている」と述べている、を確認し、委員会での審査を行いました。審査の中で、「現在の自動給付方式では患者は一部負担金を窓口で支払わなくてはならず、早期受診・早期治療の妨げになっているし、むやみに受診をする懸念もなく近隣市町村においては、ほとんどの議会で窓口無料化が決議されている現状であり、請願を採択し意見書を提出すべきである」2、「ペナルティは県全体で国庫負担金減額が9億円、付加給付金の停止が2億円と試算される。辰野町においては別途住民税務課にて試算を依頼する」3、「システムの変更が必要になるが県主導での推進が必要である」等の意見が出されました。採決の結果、出席者全員一致にて採択と決し、意見書を提出することと決定いたしました。以上、委員会における陳情審査2件、請願1件の審査結果は以上のとおりです。ここに委員会における審議結果を報告し、全議員の賛同をいただきますようお願いするものであります。以上、委員長報告といたします。

○議長

ただいまの委員長報告に対し、陳情第21号、給付型奨学金制度の創設等を求める意見書の提出を求める陳情書について、質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって陳情第21号は委員長報告のとおり決しました。次に陳情第22号、「誰もが安心して利用できる医療・介護保険制度の実現を求める意見書」の提出を求める陳情について、質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、一部採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって陳情第22号は委員長報告のとおり決しました。次に請願第26号、子ども・障がい者等の医療費窓口無料化（現物給付）の実施を求める請願について質疑、討論を行います。ありませんか。

○瀬戸（9番）

すみません。今、委員長から報告があった中で、この請願者のお名前、代表のお名前がちょっと間違えていたようなので、訂正して正しく報告していただければと思います。お願いいたします。

○福祉教育常任委員長（堀内）

すみません。代表者、高木智香氏ですね。失礼しました。

○議 長

ほかにありませんか。

(な し)

○議長

質疑、討論を終結いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって請願第26号は、委員長報告のとおり決しました。

ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は3時10分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 2時 56分

再開時間 3時 10分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。日程第6、議員提出議案の審議についてを議題といたします。はじめに、発議第1号、軽油引取税の課税免除の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第1号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第1号、軽油引取税の課税免除の継続を求める意見書の提出についてを採決いたします。この表決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立 13人)

○議長

起立多数です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。次に、発議

第2号、放射性廃棄物を全国に拡散させないよう求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第2号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第2号、放射性廃棄物を全国に拡散させないよう求める意見書の提出についてを採決いたします。この表決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに賛成の方は、ご起立願います。

(起立 13人)

○議長

起立多数です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。次に、発議第3号、給付型奨学金制度の創設等を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第3号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第3号、給付型奨学金制度の創設等を求める意見書の提出についてを採決いたします。この表決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立 13人)

○議長

起立多数です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。次に、発議第4号、誰もが安心して利用できる医療・介護保険制度の実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第4号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第4号、誰もが安心して利用できる医療・介護保険制度の実現を求める意見書の提出についてを採決いたします。この表決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立 11人)

○議長

起立多数です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。次に、発議第5号、子ども・障がい者等の医療費窓口無料化（現物給付）の実施を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第5号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより発議第5号、子ども・障がい者等の医療費窓口無料化（現物給付）の実施を求める意見書の提出についてを採決いたします。この表決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

（起立 12人）

○議 長

起立多数です。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。次に、発議第6号、南スーダンPKOからの即時撤退を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

（発議第5号 朗読）

○議 長

ここで、提出者であります根橋俊夫議員より趣旨説明を求めます。

○根橋（2番）

それでは趣旨説明をいたします。先ほども陳情のところでも述べましたが、総務産業常任委員会における議論を踏まえ、それに基づきまして趣旨説明をしたいと思います。基本的な内容は今、この意見書（案）にあるとおり、大きな流れはそのとおりでありますけれども、特に今回議論になったのは、そもそも今回の南スーダンPKO派遣というものが何のためになされているのか、という点をやはり大きな疑問があるという意見が出されております。そもそもPKOについては、国連の要請に基づき過去も日本政府は派遣をしまいましたが、それに対する派遣についての「参加五原則」というのを日本政府は定めております。1つは紛争当事者間で停戦合意が確立していること。2つ目は受け入れ国や紛争当事者が日本の参加に同意をしていること。3番目は中立性が守られていること。4番目は以上の3つの方針のいずれかが満たされない場合は撤収ができること。5番目とし

ては、武器使用は必要最小限に限るということであります。この1番目の紛争当事者間で停戦合意が確立しているということ、これが極めて重要な事項だということふうになっているわけですけれども、先ほど来の朗読にもありましたように、意見書の案にありますように、この政府軍と反政府軍が戦闘をもう行っているという状況、しかも、そういう中で政府軍が国連の参加、いわゆるPKOで参加している組織に対して攻撃をしてきているというようなことで、到底、停戦合意が確立しているという状況ではもうなくなってきたということが明白になっている、ということでもあります。こうした中でこれ以上の南スーダンに自衛隊がPKOとして存在する意味はないと、ということがまず第一義的であります。そういう中で、意見としましては日本はいままでも経済支援を中心にやってきたわけで、いつそ今後もそうした経済支援を中心に支援をしていくことが国際社会における、日本にとっては有意義な支援活動ではないかという意見もあったということでもあります。いずれにいたしましても、こうした状況を受けて自衛官の家族の皆さんが派遣反対で意見を上げたり、あるいは元自衛官の方々も「自衛隊員の皆さんは海外へ行って武力行使をするために自衛隊をやっているわけではなく、本当に国の自衛のために活動をしているということで、自衛官の命を考えてほしい」というような抗議もされているように報道されております。こうした状況を捉えて当議会として、政府に対し南スーダンPKOからは即時撤退するよう要請していくことが極めて大切であるという立場から意見書を出したいということでもあります。以上で、提出の趣旨説明とさせていただきます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○小澤（8番）

今、意見書をこの議会と言いますか、始まった時に見せていただいたものですから、前々からの経過っていうのが今日になって分かったことなんですけど、早く言いますと、この即時撤退という言葉が入っているのに、ちょっと違和感があります。

と言いますのは・・

いいですか。

○議長

ただいまのは、質疑でしょうか、討論でしょうか。

○小澤（８番）

では討論だと思いますので。

○議長

それでは討論をお願いします。発議に反対ということですか。

○小澤（８番）

先ほども言いましたように、即時撤退という文言が入っているものですから、この意見書に反対ということでお願いをしたいと思っておりますけれど、確かにスーダンの所で内乱等が激しくなっているということは聞いているんですが、今回、政府の方もそれを承知、それを承知って言ったらいけないんですけれど、ある程度危険はあるかもしれないという立場の中で何か危ないことが起きた場合には、即撤退するというふうに防衛大臣が確か言っていたと思いますので、この文面のように今、行って活動を始めたばかりのところで即時撤退という意見書の提出はどうか、ということで反対させていただきます。

○議長

次に賛成者の発言を許可します。

○向山（３番）

賛成の立場で少し、発言をさせていただきたいと思っております。11月15日に閣議決定がされました。その内容は、南スーダンの国連平和維持活動（PKO）に派遣される陸上自衛隊に対して4つあると思っております。1つは、他国PKO要員などの救出を行う、いわゆる駆け付け警護の新しい任務を付与したこと。2つ目として、国連施設などを他国軍とともに守る宿営地の共同防護の新しい任務を付与したこと。3つ目として、これらの任務遂行のための武器使用権限を付与したこと。4つ目として

これらのための実施計画の健康を決定した。こういう内容であるかと思います。自衛隊の海外での武力行使、つまり海外派兵に本格的に踏み込む内容であるというふうに考えます。海外における武力行使は憲法違反であるということは、多くの意見もあることですし、このところは政府見解も海外における武力行使は認められないという見解であると思います。そこで政府がどういう論理を展開しているかというところ、海外における武器使用と武力行使は異なるんだと。海外での武力行使は憲法で禁止されているけれども、武器使用は自己防衛を目的としており、武力の行使には当たらない。非常に分かりにくい論理であります。要は武器使用はいわゆる、正当防衛的なものであるということなんですが、国際的にはこの武器使用と武力行使については、国際的な定義は全く異なることなく英語で言えば「use of force」っていうことで全く区別がなく、日本だけが武器使用と武力行使という使い分けをしているわけでありまして。そして、この駆け付け警護についても国際的なそういう定義がなく英語で言えば「called so kaketske-keigo」「いわゆる駆け付け警護」というのが国際的な翻訳になっているわけでありまして。つまり国際的に認められている概念でない武器使用、あるいは駆け付け警護というものを前提として、何が何でも自衛隊をPKO派遣の名の下に、自衛隊が海外で武器が使えることを正当化しようということが先になっているのではないかと思います。つまりかなり前の閣議決定であるのではないかというふうに思います。そして決議書にもあるように既に、国連そのものがPKO五原則、これは先ほど根橋委員長から説明ありましたがけれども、このPKOの五原則の前提となる部分が崩されているということは、要は既に安全な状態ではないということが国連の中でも示されているにもかかわらず、派遣をする大義名分は全くないというふうに思います。したがって即時撤回をすべきだというふうに思いますし、特に、私は指摘しておかなければならないのは、この安全かどうかの判断をする情報が国民に全く示されていないということです。国会の審議の中でも政府、稲田防衛大臣が現地へ赴いた調査報告書が全く黒塗りで公開されていない、つまり安全であるかどうかということは国民が判断する

ことでなくて、政府が判断することだと、こういう全く無茶苦茶な論理だというふうに考えます。したがって既に、稲田防衛大臣が言う「安全が確保されなければ撤退をする」という、そのもう既に安全が確保されていない状態だということで、この即時撤退を求める意見書については賛成をいたします。

○議長

ほかにありませんか。

(なし)

○議長

討論を終結します。これより発議第6号、南スーダンPKOからの即時撤退を求める意見書の提出についてを採決いたします。この表決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立 9人)

○議長

起立多数です。よって発議第6号は原案のとおり可決されました。次に、発議第7号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第7号 朗読)

○議長

ここで提出者であります、宇治徳庚議員より趣旨説明を求めます。

○宇治(10番)

発議第7号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提案理由の説明を行います。現在、全国の町村議会が抱えている問題の1つに地方議会の重要性が論じられるなか、町村議会では議員のなり手不足が深刻化している状況にあります。昨年行われました統一地方選挙においては、全国928ある町村のうち、およそ4割にあたる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上にあたる89町村

では無投票当選となり、なかでも4町村では定数割れという状況にありました。ご承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において特に、今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については加入していた厚生年金も、議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。住民の代表として、議会がこれまで以上に、まちづくりにしっかり関わっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境作りを行っていかねばならないと思います。そのためには、まず地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにするすることで、若い人を含めて議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えておりますので、この意見書への皆様のご賛同をお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第7号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを採決いたします。この表決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立 13人)

○議長

起立多数です。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。日程第7、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長、及び議会運営委員長から別紙のとおり「閉会中の継続審査申し出書」が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規定により各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで、町長から挨拶を受けます。

○町 長

平成28年度第7回辰野町議会定例会におきまして、ご提案いたしました20件の議案に対しまして慎重審議をいただき、まことにありがとうございます。今回ご決議いただきました伊北環境行政組合の解散は広域移管として発展的に解散するものであり、また両小野国保病院組合解散は移譲により安定的な地域医療に貢献するものと思います。いずれも長年にわたり、地域社会の一翼を担ってきたことに感謝申しあげるとともに、これからの進むべき姿のような気がいたします。一昨日、辰野中学校PTAが優良PTAとして文部科学大臣表彰を受けたと報告をいただきました。生徒と学校のために、と続けてきた歴代の活動が高い評価をいただけたものがあります。今年1月開催された「全国いじめ問題子供サミット」において、長野県代表として堂々と発表された両小野小学校児童会活動や、各学校児童生徒の皆さんの活躍など、明るい話題をいただきありがとうございます。議員各位におかれましては、今年1年、町のため、また住民皆さま方の安心・安全のためにご尽力をいただき感謝を申し上げます。師走も半ばとなり、何かと気ぜわしくなってきました。ご健康にご留意され、よい年をお迎えいただけますようご祈念申し上げ、閉会にあたっての挨拶といたします。ありがとうございます。

○議 長

以上で本日の会議を閉じます。これをもちまして12月1日に開会いたしました、平成28年第7回辰野町議会定例会を閉会といたします。15日間にわたる長丁場、大変ご苦労さまでした。

10. 閉会の時期

12月15日 午後 3時 54分 閉会

この議事録は、議会事務局長 赤羽裕治、庶務係長 菅沼由紀の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 13番

署名議員 1番